

淀川水系流域委員会 第16回猪名川部会

議事録 (確定版)

日時：平成14年11月8日(金) 16:05～19:00

場所：A×ビル アクスネッツ

庶務（三菱総合研究所 新田）

大変長らくお待たせいたしました。これより淀川水系流域委員会第 16 回猪名川部会を開催させていただきます。司会進行は、庶務を担当しております三菱総合研究所関西研究センターの新田が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

審議に入る前に、幾つか確認等をさせていただきます。本日は最終提言の作業部会のリーダーである今本委員にお越し頂いております。後ほど、最終提言の素案についてご説明等をお願いする予定ですので、よろしくお願いいたします。

資料の確認をさせていただきます。まず配付資料ですが、発言にあたってのお願い、黄色い用紙です。議事次第、座席表です。

資料 1 が委員会等の活動状況をお知らせするものです。資料 1 - 1 が「委員会及び各部会、WG の状況（中間とりまとめ以降）」と書かれた資料です。それから、資料 1 - 2 が「委員会 WG 結果概要」です。

資料 2 が最終提言の関連の資料です。資料 2 - 1 - 1 が「提言とりまとめの経緯」ということで、これまでの経緯と今後の予定を記しています。資料 2 - 1 - 2 「淀川水系流域委員会提言（素案 021028 版）」というので、こちらの方は、先日、各委員の方にお送りさせて頂きました提言の内容です。それから、資料 2 - 1 - 2 補足「提言要旨（案）」が提言について 4、5 頁にまとめた要旨ということで、今回配付させて頂いております。それから、資料 2 - 1 - 3 「最終提言素案（021028 版）目次の対照表」というので、こちらの方が猪名川部会等の中間とりまとめの目次と最終提言の目次を対比させた表です。

資料 2 - 2 「主要項目に関する論点および一般意見」は、中間とりまとめに対して一般から寄せられた意見や河川管理者との意見交換での論点等をまとめたものです。

それから、資料 2 - 3 「住民意見の聴取・反映に関する提言（一般意見聴取 WG 素案 021101 版）」が委員会の目的の 1 つとなっています、住民意見の聴取・反映方法に関する提言の素案としてまとめられた資料です。

資料 2 - 4、「最終提言素案（021028 版）」について、第 16 回猪名川部会で議論すべき事項（委員からのご意見）」ということで、こちらの方は提言の素案に対して、猪名川部会の各委員の方で、本日の部会で議論して頂くべき項目ということについて、事前にお伺いをしております。その内容について意見が来ておりますので、それをまとめさせて頂いたものです。

それから資料 3、今後の日程についてということで予定を書いております。

参考資料 1 「委員および一般からのご意見」です。それから参考資料 2 - 1 「最終提言（素案 021028 版）」に関する委員からのご意見」というので、こちらの方は 11 月 10 日を締め切りで、現在、委員の皆さまの方にご意見を照会させて頂いております。その途中経過ということで、参考として、本日配付させて頂いております。後ほどの議論の参考としてお読み頂ければと思います。

また、その補足としまして、参考資料 2 - 1 に、時間の関係でまとめられなかった部分についておつけしております。

それから、参考資料 2 - 2 「最終提言への意見（10/24 第 4 回委員会最終提言作業部会資

料3より抜粋)」ということで、こちらの方は前回の部会で、最終提言の作業部会に対して猪名川部会として、是非盛り込むべき項目ということでまとめて頂いたものです。こちらの資料につきましては、10月24日の第4回の委員会最終提言作業部会に提出させて頂いた資料です。

以上が本日配付させて頂いた資料です。抜け等ありましたら、庶務の方までお申し出下さい。

それから、議事次第には掲載されていませんが、参考資料3としまして、河川管理者からの情報提供資料があります。それが参考資料3です。「河川水辺の国勢調査結果(抜粋)より」と書かれています。

委員席には参考としまして今までの現状説明資料ですとか、ワーキングでの資料について、皆さまのお机に置かせて頂いてあります。審議の参考として頂ければと思います。

次に、一般からの意見ということで、簡単にご紹介をさせて頂きたいと思います。時間の関係で全てはご紹介できませんが、後ほど審議の参考としてご覧頂ければと思います。

参考資料の1ですが、「委員および一般からのご意見」というのをご覧頂ければと思います。こちらの方は10月12日から11月7日の間で、全部で、委員より1件、一般の方より38件の意見が寄せられております。

委員の意見としましては、猪名川部会の松本委員の方から、神崎川等の環境改善についてのご提案があります。

それから、一般からは38件のご意見が寄せられておりまして、河川の利用、特に高水敷の利用とか、最終提言の素案に対するご意見ということで寄せられたご意見を初めとしまして、様々なご意見が寄せられております。

それから、皆さまの机の前に、中間とりまとめに対する意見募集ということで、その結果を1冊のファイルとして置いてあります。そちらの方もあわせてご覧頂ければと思います。

続きまして、発言にあたってのお願いですが、いつものように発言にあたっては、必ずマイクを通してお名前をちょうだいしてからご発言頂くよう、よろしく願いいたします。また、後ほど一般傍聴の方々に発言の時間を設けさせて頂きますので、発言にあたってのお願いをご一読の上、よろしく願いいたします。

本日は19時をめぐりに終了させて頂きたいと存じます。ご協力のほど、よろしく願いいたします。それでは米山部会長、よろしく願いいたします。

米山部会長(委員会・猪名川部会)

部会として、今日がある意味で総括的な議論になるかと思っております。池淵部会長代理がご欠席なのですが、とりまとめをして頂いております今本委員がご出席下さいました。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、審議を行いたいと思っておりますが、最初に「他部会、委員会WGの状況報告および情報共有」をしたいと思っておりますので、庶務の方からご説明を頂きたいと思っております。よろしく願いいたします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料 1 - 1、資料 1 - 2 の説明]

米山部会長（委員会・猪名川部会）

どうもありがとうございました。

特にご質問等ありませんか。それでしたら、「最終提言に関する意見交換」ということで、資料 2 - 1 - 1 から 3 について、ご説明を頂きたいと思います。恐縮ですが、今本委員にお願いいたします。

今本委員（委員会・淀川部会）

今日は、最終提言素案を説明するというのですが、実は最終提言という言葉はおかしくて、いろいろと皆さまから頂いた意見を参考にしながら修正をしております。11 月 13 日の拡大委員会までには修正版を出したいということで作業をしていますので、時間的に非常に厳しいのですが、是非皆さま方もご意見を寄せて頂きたいと思います。

それでは概略を説明させていただきます。

資料 2 - 1 - 2 補足「提言要旨（案）」が配布されています。これは提言の本文がかなり長かったもので、整合性もとれていないということから、説明のための要旨をつくらうと思ってつくってみたわけです。逆にこういう要旨をつくりますと、この要旨がひとり歩きして、本文があまり見られないのではないかと思いました。そういう意味では、こういう要旨をつけて、その要旨をきちんと徹底的に議論しておいた方がよいという気もしております。当面、本文と両方見ながら説明させていただきます。

第 1 章は、全体の流域の特性ということで、これにつきましては、中間とりまとめと殆ど変わっておりません。文章量がかなり減っていますので、大事なことが抜けている等があるかも知れませんが、その辺のところは、是非チェックして頂きたいと思います。

淀川の特性というのは、この流域には非常に人口と資産が集中しているということです。一方、琵琶湖という日本最大の湖、或いは支川である木津川と桂川の流量調節機能、流出特性等がお互いに違うものですから、結果的に淀川というものは非常に流況の安定した、日本では珍しい河川になっているということをこの流域の特性では書いております。

あと、各部会が担当しております琵琶湖流域、或いは淀川流域、猪名川流域のところは、非常に簡単になっております。是非、こういうことを書くべきだという意見がありましたから、お知らせ下さいますよう、お願いいたします。

第 2 章は、「河川整備の現状の課題」と題しまして、ここはひたすら現在の状況をとりまとめたものです。河川全体について触れているわけではありません。

まず、治水につきましては、現在の治水というのは計画規模以下の洪水に対する水害の発生防止を目的としております。そのために河道改修、或いはダムによる流量制御等が実施されました。結果として、治水の安全度は非常に向上しました。かつては、年間 5,000 人近く水害で亡くなっていたのが、最近では 100 人を切って、数十人程度です。

ところが、水害の被害額そのものは一向に変わっていないということです。また、計画

以上の洪水が来た時にどうするのかという問題が残されています。また、これまでの整備の経緯を見ても、ある程度の整備をしたとしても、それ以上の洪水が来れば、また整備水準を上げて整備するということを繰り返しています。そういう追いかけっこをしている、いわゆる「水害の連鎖」に入っているのではないかと、陥っているのではないかとということから、それを何とか脱却しなければならないといったことが書かれています。

利水につきましては、現在の利水というのは、利水者、或いは自治体等によりまして、水需要予測が立てられます。用途別の水需要予測です。それを積み上げ、現在の水利権との差を新たな水資源開発施設によって開発してきたというのが現在の状況です。

ところが川の水というのは有限であり、環境の立場からは、これ以上、いつまでも水をとりつづけることはできないのではないかと指摘されております。

一方、河川利用ですが、非常に古くから河川の好きな国民で、川の流れを見ている人もいれば、そこで遊ぶ、魚を釣る等、いろいろな形で利用されてきました。

ところが現在の利用の中で見ますと、例えば川で泳ぐということは、一部を除いて禁止されております。また、水運というのも殆どありません。水力発電の開発も、新たな開発というのは殆どなくなってきました。また、魚にしましても、かつては川魚漁業というのが盛んだったわけですが、これもむしろ有料化といいますか、有業化といいますか、入漁料を取るといような実態になっているのではないかと、或いは外来魚の問題、これが深刻化しているといった問題があります。高水敷の利用にしましても、これが一番多くの方からの、特に利用されている方からの反対意見が多かったのです。しかし、こういうものは川側から見ると、あまり川にふさわしい利用ではないといった指摘がされています。

河川環境については、今さら指摘するまでもありません。河川整備が進みますと、流域の無秩序な開発が促進されます。その無秩序な開発が河川、湖沼への過度の負荷となって河川環境が悪化します。特に、水質、或いは生態への負荷が高まっているわけです。

河川そのものも、例えばダムや堰による悪影響のほか、河道の直線化やコンクリート護岸、湖沼や湿地の埋め立て等によって、環境に悪影響をもたらしているといったことが現状と課題というところで指摘されています。

第3章は新たな理念です。これは、今言いました課題をどうすれば解決できるか、考え方を換えねばならないのではないかとということ、考え方に絞って書いてあります。

例えば、治水については、「水害の連鎖」から逃れるのにどうすればよいのか、これは非常に難しい問題です。これまで営々としてやってきた努力、これによって成果は上がったものの、今後も同じような方法でやっていくのか、例えば、堤防もこれ以上高くすることができるのかということを書いています。

そういうことから考えますと、ここで新たに「水害の連鎖」からの脱却をしなければならない、その最も重要なファクターとして、「破堤による壊滅的な被害の回避」ということを挙げてあります。この言葉について、中間とりまとめ以降、かなりの誤解が生じました。「破堤による壊滅的な被害の回避」となっているのですが、例えば壊滅的な被害を避けたらよいのかと、軽微な被害は放っておいてよいのかと、いろいろな意見が寄せられました。

しかし、ここで言っているのは、あくまで「水害の連鎖」からの脱却のための「堤防の

破堤による壊滅的な被害の回避」ということですので、その辺のところをできるだけ誤解のないような書き方にしなければならないのではないかと考えております。この流域委員会では理念として、「水害の連鎖」からの脱却ということを挙げております。

それから、利水についてです。これまでのような水資源開発では、やがて行き詰まるであろうと考えられます。また、河川環境の再生・保全を重視して、できるだけ河川から取水するのを抑制しようということから、水需要管理という概念を出しております。水需要管理というのは、実はこれはそれほど一般的な言葉ではありません。水需要管理とは、精度の高い水需要予測をもとに、節水、再利用、用途変更、雨水利用等により、河川からの取水量を極力抑制しようとするものであるということです。

河川の利用につきましては、例えば川でなければできない利用、或いは川に生かされた利用といいますが、そういうものとするためには、これまでの「人間中心の利用」から「河川の自然環境を重視した利用」に変えるべきではないかということが書かれております。

河川環境です。河川環境を理念としてあらわすということは、非常に難しいところでありまして、一応これまでの中間とりまとめ等を参考にしまして、ここでは川や湖の環境の保全と再生の重視、あたり前といえばあたり前のことでありますが、そういうことを挙げております。

第4章は、「新たな河川整備計画のあり方」と題しておりますが、第3章の理念を受けて、どうすればそれが実現できるのかということです。

まず、治水です。治水については、「水害の連鎖」からの脱却です。その中でも、特に「破堤による壊滅的な被害の回避」を目標としたということです。これを実現するやり方は、河川で対応する方法として、例えば、まず堤防を切れにくくする。それと流域での対応として、堤防が切れた場合に被害を少なくするようなまちづくりをしておこうというものです。そういう2つの面から述べています。特に、破堤しにくい堤防として、これは非常に異論のあることだと思いますが、提言では、堤防の中央部に自立式のコンクリート壁や鋼管杭、或いは矢板で補強した堤防、ここでは仮にハイブリット堤防と名前をつけたいと思っておりますが、そういう堤防を考えております。実は堤防というのは、これまで「土堤原則」ということと堤防に異物を入れないということが大原則でした。ところが、実際の堤防は、土堤でつくられているものが多いのです。砂ばかりでつくられたものもあります。また、土堤でつくっておりますと、大規模の洪水が来て越水した時には、容易に破堤するということから、こういう考え方を出しているわけです。これはかなりの議論を得ないと実現しにくいのではないかと考えておりますが、そういうことを提案しています。

そのほか、これまででも言われておりましたようなソフト対策、そういうことも当然進めねばならないと提案しています。

利水につきましては、水需要管理におけるより精度の高い水需要手法の開発、適応に努める、それから、それを公表するということです。予測に用いた手法だとか原単位、係数等を公表するということです。水需要予測がこれまで公表されていないというのも不思議ですが、現実にはなされておられません。そういうものを公表しながら、より精度の高い予測をしようということ。また、一定期間ごとに水需要予測を見直そうということも提

案しています。

それから、節水につきましては、これまでの節水は湯水対策として用いられてきたものですが、平常時からの節水により節水型社会を目指そうとしています。また、循環系、非循環系の再利用、或いは雨水利用等の新水源の確保を推進するという事です。

その次は用途変更です。我が国の河川で最も水を使っているのは農業用水です。この農業が随分変わりつつありますので、農業用水を慣行水利権だからとして手をつけないのではなく、これを機会に、やはり用途変更も考えるべきではないかと思えます。ただ、農業用水は農業に使われているだけではありません。その地域の水環境を形成する上で、非常に重要な役割を果たしております。従いまして農業用水路を3面張りに変えているところ、或いはパイプに変えているところが多いのですが、これらを水に親しめるような農業用水路に変えた方がよいのではないかと提案しております。

その次の河川の利用です。河川の利用については、川でなければできない利用ということにしたいのですが、現実を見るとなかなかそうはいかないわけです。非常にたくさんの方が現実に河川公園で水と親しんでおります。それを環境が大事ですからといって全部やめるというのではなく、その地域の特性に応じた対応が必要ではないかと思えます。

その中でも特に河川を損なう利用があります。例えば、地表を人工物で覆ったような野球場、サッカー場、テニスコートといったものはできるだけ元の地表に戻して、場合によっては草の生える状況に戻したいと思えます。そこで運動するのは一向に構わないと考えています。

また、特に最近、水上バイクだとかモトクロス、不法占拠、不法投棄といったいろいろ問題が多いわけです。そういうものは、積極的に排除していこうということを提案しております。

それから、環境についてです。環境問題は、特に都市化や乱開発がもたらしたものが基本にあるわけですが、そうはいえ、ダムや堰、護岸等の改善、或いは放流操作の見直しによって、できるだけ環境の保全・再生をはかろうということを言っております。また、水質につきましては、水質基準の達成をはかるだけではなく、やはり安心感をもつ水制規制まで踏み込む必要があるのではないかと思えます。

水というのは、1回使いますと劣化します。これを水質の消費と言うそうです。単に水質基準だけではなく、そういったところにも配慮すべきではないかということを書いています。

それから4章では、非常に関心の高いダムと、それから一般意見の反映の仕方ということで「住民参加」というタイトルで書いております。

まず、ダムについてです。ダムはダムワーキングでいろいろ議論しました。なかなか結論が出ず、この際2つの案を出して、それぞれを皆さまに考えてもらおうではないかということなんです。次の拡大委員会までには何とか一本化したいと思っております。

これらを読みますと非常にわかりにくいのです。両案とも環境から言えば、ダムはできるだけ抑制すべきだということで一致しています。それから、治水、或いは利水から言えば、理念も変わったことですから真剣に再検討しなければならないとなっています。です

から、言っていることは同じなのですが、実は中身は全く違うわけです。

ダムというのをどう考えるかですが、確かにこれまでは治水、利水、環境にも若干関係する場合がありますが、いわゆるダムも選択肢の1つだということでやってきたわけです。ほかの代替案とイコールウエイトでやってきたということです。これからもイコールウエイトでやっていこうというのが、A案です。

それに対しましてB案というのは、できるだけダムはつくらないようにしようということに重点を置いております。

ただ、A案、B案いずれも、決してダムは絶対つくってはいけない、或いは脱ダムだと言っているわけではありません。しかし、その辺のニュアンス、ここがこの流域委員会の真価を問われているところではないかと思しますので、是非皆さまも真剣に検討して頂ければと期待しています。

それでは、どのようにしてこの両案を一本化するのかということです。今度の拡大委員会に出します提言素案も何とか一本化しますが、それが最終ではありません。それ以後も皆さま方のご意見を聞きながら、常に修正を重ねていきたいと思っておりますので、次の案が出たからこれで終わりだとは、決して思わないで下さい。

それから、住民参加の問題です。住民参加のところは、いかにして住民を参加させるか、これは河川法改正の1つのキーワードでもあります。

ところが、これまでの住民参加というのは、どうもうまく機能していないのではないかと思います。その根底には、やはり信頼と安心というものに欠けていたのではないかと、それを取り戻すためにどうしたらよいかといったようなことが、この中に書かれています。それから、要旨の最後のところに、これは本文にもないのですが、この流域委員会が終わった後、どうしていくのかについては、本文の方で、これから考えて追加していきたいと思っております。これで言いつ放しにして終わるのではなく、何らかのいろいろなフォローアップが必要なのではないかと、或いはそのためにいろいろなことが提案されていますが、例えば水需要管理につきましては、「水需要管理協議会」といったものを提案しております。ところが、この法的根拠は現在のところは全くありません。そういう意味でも、法制度の整備も必要ではないかといったようなこと、これは河川管理者だけでできることではないのですが、やはり今後の河川整備を進めていく上では重要だと思っておりますので、今度の作業部会で検討いたしますが、是非そういう章を加えたいと思っております。

今、ざっと説明したのですが、これを機会に、是非1人1人に考えて頂きたいのは、この流域委員会の役割がどういうものかということです。つまり、これまでの川づくりというもの、例えば治水については、これだけ努力したにもかかわらず、一向に水害はなくなりません。利水については、どんどん水資源を開発してきましたが、これ以上同じ方法でやってよいのかどうか。環境については、まだまだ、悪い悪いとはいえ、日本の河川的环境はすばらしいものです。しかしこのまま放っておいてよいのかどうか。1つのターニングポイントに我々は立たされているのだと思うのです。ですから、この流域委員会で、今後の河川整備のあり方というものを、これまでの延長線で進めるのか、或いはこれまでとは違う路線でやるのか。これがキーワードだと思います。同じことがダムについても言え

ます。是非これを機会に、もちろんこれまでも真剣に取り組んでこられたわけですが、本当に真剣に議論して頂きたいと思います。

最終提言作業部会からの説明です。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

どうもありがとうございました。

詳しく内容をご説明頂きましたが、提案要旨と素案 021028 版「新たな河川整備をめざして」をもとにして、これからご議論をしたいと思います。

その前に、最終提言素案に対するご意見ということで、森下委員と畚野委員のお 2 人が発言したいというご意見がありました。

まず、畚野委員、口火を切って頂けますか。

畚野委員（猪名川部会）

資料 2 - 4 に、私が言いたいポイントを 4 項目ほど挙げさせて頂きました。この順番に申し上げたいと思います。

資料 2 - 1 - 2 をあけて頂きまして、1 - 4 頁の「猪名川地域の特性」の記載ですが、＜地勢的特性＞の最後に、ダムの現状、現在工事中のものを含めて列挙してはどうかという提案なのです。何故そういうことを申し上げるのかといいますと、先ほど今本委員もおっしゃったように、ダムの問題というのは、1 つの章を設けるほど重要な問題です。重要だという認識が大切です。また、1 - 2 頁の「淀川流域の特性」を見ますと、淀川流域の＜地勢的特性＞の最後には、上流部には、高山ダム云々ということを書いております。これに倣って、「猪名川の流域特性」にも＜地勢的特性＞の後に、現在のダム及び計画工事中のダムについて列挙してはどうかという考え方です。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

わかりました。これは、今本委員からおっしゃって下さい。

今本委員（委員会・淀川部会）

はい。私も、この意見を読ませてもらってしまして、拡大委員会までに間に合うかどうかわかりませんが、できれば入れる方向で検討させて頂きたいと思います。

畚野委員（猪名川部会）

続きまして、4 - 9 頁、河川の利用のところ です。河川利用につきましては、先ほども今本委員がおっしゃったように、現在河川を利用されている方は、どうしてくれるのか、利用をやめるのかということで、たくさんのご意見も出ている現状です。長期的ということにポイントを置いた場合、今すぐどうするのかということではなく、やはり 20 年、30 年先を見据えて堤内地に戻していけるところは戻していくということを目標にするとはいっきりうたわざるを得ないと思います。但し、一遍にするのではないという意味で、私の私案で

すが、「自然復元計画の進展に伴い段階的に」という言葉を入れて、実際利用されている方のご理解を取りつけながら長期的に進めていくという、わかりやすい書き方にした方がよいのではないかという意見です。

続きまして、4-12頁の堰の構造の改善云々という言葉があります。堰の構造として魚道がない堰というのが随分多いと思います。この流域委員会の最初の頃において、せめて淀川流域において、下流から上流まで魚が上がるような川が1つくらいは欲しいということをおっしゃった委員がおられたことは記憶にあります。そういう意味においても、堰の改善ということは魚道の設置ということも含むとすべきだと思います。但し、これもかなりお金のかかることであって、コンセンサスが要ると思います。ただ、あまり具体的な表現を入れると、提案が複雑になり過ぎるという欠点もありますので、その辺を勘案して頂いたらどうかということです。

それから最後ですが、これは先ほどもおっしゃった通りのところで、ダムのある方のA案、B案について、部会として各委員がどう考えるのか、今日の機会を利用して十分討議してはどうかという提案です。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

どうもありがとうございました。今本委員、これはお含みおき下さい。

今本委員（委員会・淀川部会）

そうですね、どうするか、今はお答えできません。やはり作業部会を経て、最終的には委員会で討議するということですので、よろしくお願いします。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

どうもありがとうございました。畑委員は、まだお見えになってないのですね。それから、森下委員も、今日はキューバへ出張なさったそうですが、ダムA案、B案についてのご意見が提供されています。これについては、ダムのあり方についてご議論頂く中で考えて頂くことにいたしましょう。畑委員については、お見えになったら、お願いしたいと思います。

それでは、素案と要旨の両方を話題にしてご議論を頂きたいと思います。よろしくお願いします。

細川委員（猪名川部会）

長期的には高水敷のグランド等は堤内地に戻していくということに関しては、もう少し具体的な内容に踏み込めないかという気がしています。

今、尼崎市の市長選で、財政の立て直しの計画を発表しているのですが、一部聞かされている中で、廃校にした学校用地を商業地として売却して、それを財政に充てる計画があるというような話も出ています。もともと各市でグランドとか公園というものは用意されないといけない、本来そういうことであるにも関わらず、それが川へと押しつけられてき

ました。都市化の歯止めが起こっている状態で、幾らかでも余裕ができた学校の用地をまた商業地にかえて、公園やグラウンドの整備には充てる気がないというような自治体の姿勢というのはちょっと問題ではないのかと感じました。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

むしろ、積極的に、さらに強く主張すべきであるということですね。わかりました。

今、この素案と提言要旨についてご議論頂いているのですが、畑委員、お見えになって早速ですが、資料2-4でご提案を頂いたのでしたね。恐縮ですが、これについてお願いします。

畑委員（猪名川部会）

資料2-1-2の3-2頁です。新たな治水の理念として、堤防強化ということが非常に大事だと認識しておりますが、ここに書かれているような形で決壊しない、天端まで補強をするということになりますと、大変な費用がかかります。一方で、多くの危険堤防をまだ抱えているという現状で、そのバランスをどうするのかという点もあります。いろいろと予想されておりますように、堤防強化を完成させるまでには何十年という期間が必要かと思っておりますが、我々が対象としている今後30年の河川整備計画を考えても、その間の対策をどうするのかということをもまず考えて、やはり河川整備計画の中でも、その優先順位といたしまして、どういう実施計画を立てるのかということもきちんと考えておかなければならないと思っております。危険な地域に住んでいる方々にとっては大変大事な問題ですので、ご検討頂きたいということです。

それから、受忍という形で猪名川部会が提示しています。堤防強化によって、非常に強固な堤体を完備していくという考え方と、若干のずれがあるかなという気がしまして、それについて考えてはどうかということです。ただ私個人としましては、ここはあまり重要視しておりません。

それから、4-4頁の治水計画のあり方についてです。治水計画、特に堤体補強区間の優先順位の決定をどのように考えていくべきか、ある程度、この提言の中でも述べておくべきではないかと思いました。

また、社会的重要度に応じて洪水氾濫の誘導を考えてはどうかというご提案なのですが、これにつきましては、その地域の被災額並びに復旧経費、さらには補償も含めた経費の比較が必要ですし、河川際まで開発が進んでいる現段階においては、住民合意が得られる問題なのかどうかという懸念を抱いております。

今本委員（委員会・淀川部会）

今のご意見に対しまして、私なりの感想を述べさせていただきます。畑委員からのいろいろな意見をできるだけ読ませていただきました。これだけ提言を読んで頂けると、つくった側としては非常にうれしく、感謝しています。

ただ、今のご意見の中で、災害の受忍についてありましたが、それは錯覚で、決して受

忍せよと言っているのではないのです。現実には、大洪水が来たら破堤して、被害が発生するという事です。せめてそういうような被害を少なくしたいという考えが、どうもひとり歩きしているのです。「破堤による壊滅的な被害の回避」が、「壊滅的な被害を回避」と誤解を受け、「破堤による」というのが抜けてしまっているわけです。ちょっと書き方が悪かったと反省しています。ですから、水害を受忍してくれ、或いは現在の状態よりももうちょっと悪くなりますというようなことでは断じてありません。

それから、最後のところですが、堤防の氾濫をどう導くか、これは今の民主主義の世の中、1人の命は地球より重いという世の中ではできないことは重々承知なのですが、現実の問題としてもしそういうことがあった時に、1人の命と100人の命、或いは1億円のお金と100億円のお金、これは確実に100人の命、100億円のお金の方が大事ではないかという判断をせざるを得ない時があるのではないだろうかと思えます。ですから、今そういうことをするというのではなく、そういうことを検討したらどうかというだけのことであります。

かつて日本は、例えば、木曾川の御困堤というように、片側の堤防は3尺低くあるべしということになっています。一昨年の長江の洪水でも、中流のウーハンという町を守るために、中国政府はあちこちで堤防を切って、町を守っております。これが世界の現実です。ただ、日本では、そういうことを議論しないだけで、実は堤防はどちらかが切れるということになっているのです。堤防は切れるということを書いてないだけで、また、思った通りに切れないものですから、そういうことは一見ないかのごとく錯覚に陥っています。しかし、我々は、自分たちはどういう状況にあるのか、万が一洪水になった時に自分の家は対岸より危ないのか、危なくないのか。兩岸とも同じだと言い続けるのは、それはうそではないかと思うのです。その辺のところを、今後の河川のあり方としては避けて通らずに議論して欲しいというだけで、こうしなさいというところまで私も決してどうこう言おうというつもりはありません。

この最終提言を書いています、一番苦労するところが、提言というのはできるだけ原理原則に絞りたいということです。しかし物事というのは、必ず例外があります。例外をもし書けば、世の中は例外だらけになって、結局川づくりが変わらないのではないかというご指摘があるかもしれません。そうはいうものの、誤解を与えてはいけないのではないかという意見もあるのです。その辺のせめぎ合いがあります。しかし、提言というのは、決して提言の文章を書いた人の責任でもなければ、作業部会だけの責任でもありません。この流域委員会の委員の1人1人がこれに対して責任を負わねばならないわけですので、是非真剣にご意見を寄せて頂きたいと思えます。その中で、いろいろ違う意見が出てくるわけです。今日も読んでいまして、例えば意見の中で誤解といいますか、間違った認識というのがあります。これは私自身の分野ですと私自身でも気がつくのですが、それ以外のところだと気がつかないわけです。例えば、どこどこにどういう魚がいると言われても、私は全く知りません。どの魚がどんな顔をしているのかも知りません。ですから、そういうところは、是非チェックして欲しいと思えます。これは、最終提言の作業部会の委員であるなしにかかわらず、是非それをお願いしたいのです。

また、A案とB案という2つの意見が出てきた時に、例えば、今日のダムのような問題の時にどうまとめるのかということがあります。しばらくは、それが最終の文章ではなく修正の余地があるとはいえ、世の中に文章が出ますと、それが影響力を持つと思いますので、例えば、その辺のところも皆さま方のご意見をお聞かせ頂ければ、非常にありがたいと思います。

米山部会長（委員会・猪名川部会）
ありがとうございました。

松本委員（猪名川部会）

表現として気になっている点があります。環境用水という表現なのですが、用水という表現を使っています。農業用水も現在の意味としては環境的な意味があって、それも環境用水ではないのかと思っていたのですが、よく読みますと、河川内での環境用水という意味に限定して使われています。この環境用水という言葉の意味が、どうもこの言葉だけで見ると一般的に伝わりにくいのではないかなと思います。既に書いておられますが、農業用水の環境的側面をもっと重視すべきだと思っていますので、それを含めて、もう少しこの概念を統合した形で環境用水という書き方はできないのだろうかと思っているのですが、いかがでしょうか。

今本委員（委員会・淀川部会）

農業用水は、水利権の対象なのです。それで、この環境用水というのが新たな概念なものですから、私自身もきちんと理解しているわけではありません。恐らく、今度の拡大委員会の時には、この環境用水の書き方はかなり変えています。例えば、維持流量というものがあります。維持流量というのは、その河川での最低限のいろいろな機能を維持しようという概念から出て、この川ではこれだけを維持流量とするという定量的なものです。それに対しまして、環境用水というものは概念的なものです。川というのは、水が多ければ多いほどよいのだと思います。これは1つの河川観なのです。川をどう考えるかというだけのことなのですが、我々が川から水をとるのに、とれるから水をとるのではなく、とらせてもらうのだというように何とか変えられないだろうかと思っています。ですから、いかなる場合でも、なるべく水が少なく済むようであれば少なくしたいということです。それをどのように表現したらよいか。非常に苦労しています。もっとよい表現はないかなと考えています。環境用水のところも表現に苦労しているところの1つです。もう少し考えさせて下さい。

松本委員（猪名川部会）

水需要管理のワーキングで議論を積み重ねてこられていると思いますので、農業用水の中での環境に果たす役割と、河川で最低限必要な用水を1つにまとめるというのはちょっと難しい話かも知れません。それであれば、今おっしゃられたように、環境用水という言

葉を、もう少し一般的に受け止められるような表現を使って頂けたらという気がいたします。

畚野委員（猪名川部会）

今のお話に限らないことなのですが、キーワード的な言葉で、しかし、今まであまり流布されてなかった言葉、新しい概念というものがいくつか提言に書かれています。そういう場合に言葉の定義集というのを別添資料につけているようなことも多いと思います。そういう作業が加わるのも大変だと思いますが、別枠でそういうものをつけるということも1つの案ではないかということを考えます。

今本委員（委員会・淀川部会）

索引をつくるのは作業時間からいって不可能ですので、少なくとも今言われたような新しい言葉といいますが、或いは誤解を与えそうな言葉については、欄外に説明を入れるように何か考えます。

細川委員（猪名川部会）

ダムワーキングの時に少しひっかかったのがこの環境用水です。ダムのパンフレットを見ていると、環境のためにもダムが必要であるというような表現をされているものがよく見かけられるのです。水量が少ない時に、環境のために水を流す量を確保するためにダムが要るというような書き方をされています。この環境用水という言葉聞いた時に、やはり私自身も、これがダムが必要だという口実の1つになりかねないと感じました。実際、そのダムワーキングで池淵部会長代理が最初に作成した案の中には、環境用水を確保するためにダムが必要になる可能性もあるというような言葉が書かれていたように思うのです。環境用水という言葉がひとり歩きしてしまうと、今度は、ダムを必要とする理由の1つにこの言葉が使われかねないのかなという不安をちょっと感じます。

今本委員（委員会・淀川部会）

これは私自身の考えかも知れませんが、生態系にとって一番理想的な川の流量は自然流量です。何にもしない状態の流量です。ですから、渇水時には瀬切れも起きるでしょうし、そういうような状況があつてしかるべきだと思うのです。

ここで環境用水と言いましたのは、いろいろな人が操作するにしても、我々はとにかく水が欲しいですし、そういう自然流量から水をとってきた時、そのとってくる分をできるだけ少なくして、川には自然流量分だけは流したいというのがこの環境用水です。ただ、言葉は確かに、今言われているように誤解を与えるようでしたら、また適当な言葉に変えなれないといけないかも知れません。ダムの1つの理由に挙げられた、環境を保全するというのは、あくまで渇水の時、或いは農業用水で水をとって瀬切れが起きそうな時に、或いは逆に、取水できるようにいろいろな形でダムから放流するわけですが、そういう中でのものです。

話は飛びますが、環境用水に関する議論で一番問題になりましたのは、環境用水というのは喪失するのではないということです。我々は、そういう概念を考慮に入れて、取水量をできるだけ少なくするように努力しようということです。もう1つ、河川の攪乱機能という問題が出てきました。例えば、これはダム等がなければ、洪水の時には非常に水位が上がります、なくなったら水位が下がります。それも自然のリズムで、比較的急激に上がりますが、後は徐々に下がります。ところが、ダムの操作がその自然のリズムを乱しているということです。何とか放流操作を変えて、攪乱機能を持たせろという意見も確かに強いと思うのです。

攪乱機能について書くことに対して非常に議論があり、これをやるとなると明らかに利水に非常にマイナス面の影響が出てくるわけです。ですから、もし本気でダムに攪乱機能を持たせようと思えば、かなり多くのダムを余分につくらなければ、そういった機能を持たせることができないと思います。ですから、どういうところで攪乱機能を保障していくのかという問題があります。例えば、ダムのない支川があれば、そこからは非常に自然に近い流量で流れてくるわけですが、そこではダムを作らずに、高水敷を冠水させるために高水敷を切り下げるといった方法でも対応できるのではないだろうかと思っています。単に流量を変化させるだけではなく、川の水位が河道の形状に応じて対応できるようなやり方も検討すべきだろうと思っています。そういうようなことを、まだこの中には細々と書かれてないのです。そういうことを検討するためには、やはりもう少し時間が欲しいなと思っています。

そういう意味で、最初に言いましたように、あくまでも最終提言とせず、常に提言案にとどめておいて、この流域委員会が解散する時に「案」をとるくらいのつもりで、最後まで修正できるところは修正を重ねていきたいと思っています。

畑委員（猪名川部会）

この環境用水をうまく使えば、ダムをつくらなくても済むというようなことも考えられるのではないかと考えているのです。と言いますのは、先ほどのお話のように、自然流量、本当に河川の環境を守るという意味での環境用水であるならば、それは変化に富む流れであろうということです。ここで規定するのは、環境用水としてかなり定量的な水を確保しなければいけないようなニュアンスにとれたのですが、実際には、時期によるのですが、流量の少ない時もそういう流れもあるのが自然の流れであって、先ほどおっしゃっていました、維持用水として考えるのであれば、舟運のためには最低限流さなければいけない、確保すべき流量があるかと思いますが、河川環境の維持ということになれば、やはり変化に富むのが自然であります。河川維持用水として膨大な量が確保されている河川もあるかと思いますが、そういうところをうまく利用の方に回すことができれば、ダムの建設を抑えることも可能であると感じております。コメントとして、最低限も無制限であるというようなことで書かせて頂いたのはそういう意味なのですが、流量の環境用水には制限がないというような表現に対して、変化するのがそもそもの環境用水ではないかなという気がいたしております。

本多委員（猪名川部会）

ダムについて書いてある 4 - 6 頁のところでお話をさせて頂きたいと思います。4 - 16、17、18 頁のところでは。

私は以前からこの部会でも言ってきましたが、この A 案、B 案とも、河川の環境についてはかなり言及されているのですが、特に新規ダムもしくは建設中、計画中のダムは、現存の自然環境との問題があるということを猪名川部会でも述べてきましたし、ダムワーキングでも述べてきたつもりです。それから、そういう現存の自然環境について調査をしてきた報告も、猪名川部会でもダムワーキングでも報告させて頂きましたし、また新聞にも取り上げられて、11 月 13 日の拡大委員会ではそれを資料として提出して下さいということを庶務の方にもお願いしておりますので、皆さまの方にもお目に触れることがあるかと思えます。

そういうことから言うと、自然環境についての調査報告をやはり反映させて頂きたいと思うところがあります。1 つは A 案ですと、1 段落目の一番下の方、上から 6 行目なのですが、「河川の持つ多様な生態系環境に影響を及ぼしていることも見逃すことができない」と書いてありますが、ここは是非、「河川の持つ多様な生態系環境に影響を及ぼしているとともに、新規ダムにおいては現存する森林や自然環境に大きな負荷を与えていることも見逃すことができない」と入れて頂けるとよいかと思えます。

B 案の方ですと、「基本的な考え方」の上から 4 行目の中ほどから、「多様な生態系をもつ河川の自然環境を破壊してきた面があることも見逃すことができない」と書いていますが、「多様な生態系をもつ河川及び現存する森林等の自然環境を破壊してきた面があることも見逃すことはできない」として頂けるとよいかと思えます。

それともう 1 つ、これは何か勘違いでこうなったのかどうかわかりませんが、B 案の方ですが、(2)の「新規ダムについて」の一番下、17 頁に、「計画・工事中のダムにもついても、新規ダムに準じた取り扱いをするものとする」と書いてあります。ダムワーキングの議論の中でこれは含まれるものとするということでしたので、「準ずる」と「含まれる」というのは全然意味が違います。これは「新規ダムの取り扱いをするものとする」ということにして頂くのが、ダムワーキングでの議論を正確に反映しているかと思えますので、ここは「新規ダムに準ずる」ではなしに「新規ダムの取り扱いをするものとする」と訂正して頂けると、より正確かと思えます。

それともう 1 つ、ダムワーキングでもこの A 案、B 案の一本化ということがあったのですが、これはやはりワーキングとして一本化できなかったという問題もありますし、皆さま委員の意見も聞いて、やはり一本化していく必要があるのだろうと私は思います。その間に、公のワーキングや委員会の席上でないところで、微妙に修正が加えられ、最初に見ていた文章と違う文章になっているという部分が見受けられます。やはり、きちり公の場で議論してきたことがありますので、それをもとに議論、修正して頂きたいと思えます。この A 案は、以前に委員に配られた A 案と内容が変わっていると思えます。これは一般の方にはわからないことかと思えます。そういうやり方はおかしいのではないかと思えます。

今本委員（委員会・淀川部会）

特に細かい文章の表現については、作業部会を開いて議論やる余裕がないわけです。ところが、途中で修正する箇所に気がつけば、やはり担当者のある程度独断でもってやらざるを得ないところもあります。ですから、少なくとも作業部会の人たちには、メールがありますので、どこをどう修正したかということがわかるように、きちんと文字の色を変えるなりしてやるという方法で対処させてもらわないことにはどうしようないのです。

それから、次に出すものが最終案でも何でもないということです。常に修正を続けていこうというのが私の考えなのです。それ以外に、実際の方法としてもっとよい方法があるでしょうか。

本多委員（猪名川部会）

もちろん、いろいろなご意見を伺いながらということですからそれでよいと思いますが、でも、やはり最終的な案は公の場で確認をしておかないと、その後、主要な部分が変わっていたというようなことになっては困るかと思えます。特に、A案を見てびっくりしたのは、主要なところが随分変わって、書きかえられているということです。

ですから、変わったのであれば変わったということで、ゴシックにして書いて頂く等して欲しいと、私は以前にも庶務の方に言ったと思うのです。全然そういうことをして頂かないままに修正がどんどん加えられていくと、変わったのか変わってないのかすらわからないということになります。変えられたのであれば、色を変えるとか、ゴシックにするということをお願いしたいと思えます。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

本多委員、そのA案はどのように変わったのですか。それをちょっと説明して頂けますか。ニュアンスがどのように変わっているのかという辺りを説明して頂かないと、ちょっとわからないです。

本多委員（猪名川部会）

庶務が文章を取り寄せて下さっているそうですので、文章が届きましたら、比較検討させて頂きたいと思えます。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

猪名川部会としては、A案、B案を1つにまとめたいのです。できればということです。できないかもしれません。部会としてはこれでいこうということを決めて頂いて、それは拡大委員会でまたひっくり返るかもしれませんが、A案かB案かに一本化してもよいのではないかという気がしているのです。

具体的に言いますと、我々の部会は今のところ既存のダムとこれから建設中のダムと2つがあるわけです。避けて通れない問題で、ほかの部会の場合はわかりませんが、私ども

の場合は、具体的な固有名詞を挙げざるを得ない問題なのです。ですから、その辺りを少し議論して頂いて、猪名川部会としてこういう選択をしましょうというところまで、できたら持っていきたいと思っているのです。これは私の考えですから、そうはいかないかもしれませんが、できるだけそうしたいと思っております。

いまのところは、ダムの話は後に回しまして、ほかの部分でご議論頂ければと思います。

最初からいきまして、川づくりの理念の「提言作成にあたって」というこの辺は、細かく読み上げることはいたしませんが見て頂いて、「川づくり理念の変革 - 淀川水系が持つ多様な価値の復活に向けて - 」という緒言があります。これはこれでよいかどうかという辺りも、目を通して頂ければありがたいと思います。

それから、特性については、先ほど畚野委員からのコメントがありましたが、猪名川について、地勢的特性の中にダムを含めるということですね。それが1つありました。それ以外にも何かお気づきの点がありましたら、どうぞ。

畚野委員（猪名川部会）

今、部会長がおっしゃいました1-4頁の「猪名川流域の特性」の一番下のところで、単なる間違いだと思いますが、下から3行目の末尾、「川西市の大規模団地」はよいのですが、「池田市の一庫ダム」という「池田市」というのはちょっと余分な言葉ですので、消して頂きたいと思います。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

治水につきましては、＜猪名川流域＞については2-2頁に4行になっておりますが、これでよろしいですか。

それから利水に関しては、さらに2-3頁で、これも3行しかないわけですが、何かつけ加えることがあればおっしゃって頂きたいと思います。

矢野委員（猪名川部会）

＜淀川流域＞で、少し気になるのですが、「木津川では都市化の進展、ダム群による水質悪化」という書き方がしてあるのですよね。

これはダム群によって、水質の富栄養化か何かで利水障害が起こることだと思うのです。「水質悪化」という言葉はちょっとおかしいのではないかと思います。例えば淀川部会の方でどういう発言をされたのか、私もわかりませんが。

もともとダムというのは、自浄作用があるものですが、自濁作用もありますから、本当にこの表現でよいのかということです。ダム群は水質悪化を招くとなってしまうと、ちょっとおかしいのではないかと思います。そこら辺のところについては、この部会で議論したところではありませんので、淀川部会の方でもう一度ご確認頂ければよいのではないかと思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

ダム群によってやはり水質は悪化します。しかし、事実の問題として、或いは学術的にそういう言われ方がしているのかどうかもきちんと確かめまして、表現を選ぶようにします。その辺のところはまだ随分チェックが抜けているのです。

細川委員（猪名川部会）

2 - 3 頁の<猪名川流域>の部分なのですが、「猪名川の水に依存しない流域住民が存在している」という箇所ですが、何市と何市はこの水を使っているのか、具体的な表記はできるのではないかと思いますのですが、どうでしょうか。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

できると思います。しかし、この程度の記述でよいのではないかと思います。

服部委員（猪名川部会）

猪名川の特性と関連するのですが、2 - 4 頁で、都市河川である猪名川の高水敷のについて書かれてあります。その中に「地域によっては多くのグラウンドが整備されている」という文章になっています。しかし、私が見るところ、猪名川においては、グラウンドが整備できるところは殆ど全て整備されているのではないですか。そういう認識に立ち、また、猪名川の特性ということを受けて立ちますと、原則としても何もなく、認めるべきでないと思う以外ないのではないのかと思います。

それを受けて、例えば4 - 20 頁の「河川・環境学習の推進」というところにつながってくるのではないのでしょうか。例えば運動公園を認めた場合に河川環境学習の推進ということが猪名川で果たしてできるのかと言えば、もう殆どできない状況になってしまいます。ですから、高水敷の利用に関しては、淀川とは違う猪名川の特性がありますので、何かちょっとその辺を加えて頂ければと思います。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

わかりました。これは非常に大事なポイントです。

松本委員（猪名川部会）

2 - 4 頁の猪名川流域のところですが、服部委員はかなり悲観的、厳しい表現が使われていて、特に池田市は高水敷がグラウンドになっていて、環境学習をするような場所もないとおっしゃっていました。しかし、私は池田市内の市民団体としまして、高水敷から低水路に入る場所は川の植生がいろいろ残っていますので、そこを使いながら、定期的に観察会をしています。しかし、確かにグラウンドが多いというのは、全体的に見ればその通りです。

そこでちょっと提案させてもらいたいのは、下から2行目のところなのですが、「自然の動植物との共生を意識するまでには至っていない」というのが若干気になりまして、やはり、そういうことを意識して活動している市民も一方ではいるなのです。そういう積み重ねもしてきているわけですから、これは言い過ぎではないかなと思います。ですから、「多

数の市民が」、或いは「市民の多くが」くらいをつけておいて頂ければと思います。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

市民の多くが自然の動植物との共生を意識してないというわけですか。

松本委員（猪名川部会）

はい。

それから、1-4頁ですが、同じく猪名川の<環境的特性>で、これは私自身もちょっと迷っているところなのですが、「一時絶滅に瀕した魚や貝類もやや復活のきざしがある」という表現です。問題は、いつと比べてか、ということなのです。一番汚染のひどかった時期と比べてということでしたら、確かにこの記述の通りなのかも知れませんが、この10年間で言えば、復活どころか、どんどん減っているという状況があるのです。とても復活とは思えません。尼崎から銀橋辺りの間の話なのですが、私が以前、この部会にもいろいろなものを持ってきまして、お話しさせてもらったものについては、実は非常に局所的に残っているもので、種類によっては本川ではなくて、用水路の方に残っているものなのです。そこら辺をちょっと誤解のないようにしてもらえたらという気がしています。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

そうすると、「一時絶滅に瀕した・・・やや復活」というのは、これはあまり楽天的過ぎるわけですね。

松本委員（猪名川部会）

そうですね。こう書いてしまうと、何かこれだけがひとり歩きしてしまうかもしれません。確かに高度経済成長期と比べるとましになったということはあるのかもしれませんが。

畚野委員（猪名川部会）

基本的なことですが、先ほど指摘した箇所も表現として誤解しているところもあり得るということです。例えば一庫ダムの体形異常の魚の問題に関して、現地対話集会の時にある委員がおっしゃったことで本当かなと思ったことがあります。環境がよくなってきてヨシ等が非常に茂ってきたので、それで体形異常の魚が生き残りやすくなっているということをおっしゃいましたが、こういう発言については、やはり学会でちゃんと発表されている、或いは科学的な根拠のもとに発言して頂かないと困ると思います。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

文章と一緒に考えましょう。まだ確定できませんが、「復活のきざしがある」という言い方を落としてしまったらよいでしょうか。「絶滅に瀕した魚」というのも、ちょっと違いますね。

松本委員（猪名川部会）

表現はまた考えさせて下さい。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

よろしくお願いします。

それでは、先に進みます。治水の現状についてはいかがですか。猪名川流域、これも例の話題になった受忍の話も関係しているわけですが、4行だけです。

それから、2-3の利水のところも3行で、先ほどおっしゃった「猪名川の水に依存しない流域住民が存在している」ということで、もうそれだけで終わっています。

2-4の<猪名川流域>に関しては、先ほどの訂正で変更させて頂きたいと思います。地域によっては、殆どグラウンドが整備されているということですね。それから、市民の多くは自然の動植物との共生を意識するまでには至っていないと、「市民の多くは」というのをここに入れさせて頂くということによろしいですね。

それから、2-5の最後の行から次の頁にかけてですが、「河川敷内の植物は帰化種が優先しており、その他の生物にも在来種が減少しつつある。一庫ダムで骨の湾曲した魚が発見されている。水質は昭和50年（1975）頃から急速に改善されたが、他の河川に比較してBOD等の水質指標は悪く、住宅密集等による水質汚染の危険はなお残されている。下流部には短い区間に多数の堰等があり魚類の溯上降下の阻害、水質の変化が見られる」と、これは事実関係としては非常にきちっとしていると思います。

服部委員（猪名川部会）

2-5頁の帰化種の「優先」の「先」という字が間違っています。「優占」です。

それから、この部会で説明して頂いたのは、帰化植物の帰化率が日本全国で一番ということは、誇らしいかどうか知りませんが、それも入れられた方が猪名川の特性というものを出すのによいのではないかと思います。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

ありがとうございました。

ダムについては、休憩の後からと考えておりますので、取り敢えずこの辺のところで休憩に入りましょうか。

田中委員（猪名川部会）

ちょっと見逃していたのですが、先ほどの2-6頁の1行目、「一庫ダムで骨の湾曲した魚が発見されている」というのは、一庫ダムでしたでしょうか。

畚野委員（猪名川部会）

直上流です。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

はい、わかりました。どうもありがとうございました。

それでは、10分休憩したいと思います。18時に再開ということによろしいですか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは休憩に入らせて頂きます。18時再開ということをお願いいたします。

〔休憩 17:50～18:00〕

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは再開いたしたいと思います。

米山部会長、よろしくをお願いいたします。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

先ほどのペンディングにしておりましたことについて、本多委員からご説明頂けますか。

本多委員（猪名川部会）

先ほどの発言について、若干訂正をさせていただきます。

私の方の勘違いもありました。庶務の皆さま、それから今本委員にもご迷惑をかけたこと、おわび申し上げます。先ほどの件について、文章はさしかわっていなかったということを確認いたしました。違う文章と勘違いしていたのだということがわかりました。

それで、庶務に改めてお願いですが、今後いろいろな意見が追加されるだろうと思いますので、意見が追加されましたら、それはゴシックなり、変わっていますというのがわかるようにして頂けたらと思います。これは改めてお願いを申し上げます。

今本委員（委員会・淀川部会）

今の件ですが、例えば文字の間違いとか事実の誤認の修正については、もう勘弁して下さい。細かく修正したところまで、アンダーラインやゴシックにすると、非常に読みにくくなるのです。ただ、考え方が変わったところはきちんとわかるようにします。ですから、非常に単純なところは免除してもらおうということで、考え方のところは本当にきちんとやるようにしておきます。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

ありがとうございました。

同じようなことで、先ほど服部委員からのご指摘を繰り返しておきますが、2-5頁の最後のところで、「河川敷内の植物は帰化種が優先」のセンが「占」、ドミナントスピーシーズ(優占種)のドミナントという意味です。それから2-6頁のところは、これは先ほど田中委員からご指摘がありましたように、一庫ダムの上流でという、骨の湾曲した魚の発見

は一庫ダムそのものではなくて上流ということです。それからその次の3行目の、これは松本委員から指摘されたのですが、3行目に、「下流郡」というこの「郡」は間違いでして、「下流域」です。それから同じように、その下のハイフンというのですか、線で拾い上げである個別項目の途中で、ヨシ原というハラが「藁」になっているのです。これは明らかな間違いですから、訂正をさせて頂きたいと思います。それから、1-4頁の池田市というのは削除です。その前の「環境的特性」の中で、「一時絶滅に瀕した魚や貝類もやや復活のきざしがある」というところが問題になっておりました。松本委員のお考えでは、どこにでもあるような魚はいるのだが、希少種といいますが、ローカルな魚がむしろ減少しているということを書き込みたいのだというご意見でした。これは文章的にはちょっとまだ練られておりませんが、その辺のところを修正しておきたいと思います。

矢野委員（猪名川部会）

2-6頁で、一庫ダムの直上流の湾曲した魚について、この提言に入れなくてはいけないのか、疑問に思います。オーソライズされたものではないのではないという感じがしたので、そこら辺はどうなのでしょう。そのあたりの論議がどのようにされているのかわからなく、疑問に思っています。というのも、こういった現象は各地で起きているのですね。ですから、これが猪名川だけの特徴なのかを疑問に思っています。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

ご専門は森下委員です。今日はいらっしゃらないのです。

畚野委員（猪名川部会）

森下委員が委員長になられて調査委員会を編成されています。第1回委員会は既に開かれて、これは一般に公開されております。その後もまた継続的に魚の捕獲を11月になっても計画されていたようです。そういうことで、全体の情勢からいいますと、これは私の見方にすぎないのですが、一般市民としては、やはり一庫ダムは我々の水源であるということで、その水の水质、安全性に関して、これは何か警鐘を発しているものではないかということで、一般市民はかなり敏感に反応しているというのが現実です。ただ、調査委員会が非常に真剣に検討されていますので、私個人の立場としては、調査委員会はどのようなことを調査されてどのような結論を出されるか、それが先ほど申し上げたように科学的であるかどうかという立場から考えたいということで、一応私は結果を静観しているという2つの立場があります。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

ありがとうございました。これは、拡大委員会で多分ご出席下さるといいますから、森下委員のご意見も聞いてみたいと思います。

畚野委員（猪名川部会）

体形異常の魚というのは、ご専門の委員のご発言では、文献的にはかなりたくさん例は出ているということでした。ただ、文献の明示はありませんでした。そういうことで、一般論としては、条件によって背中が曲がった魚というのは発生し得るということは事実だということです。しかし、それとこの一庫ダムで出たかということ、私は混同してもらったら困ると思います。やはり一般市民は非常に心配しておりますので、一庫ダムでということが起こったかということについての説明、それが何かわかって欲しいと、解明して欲しいということです。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

わかりました。それは、地域の住民としては非常に深刻な問題ですから、それは当然大事なことだと思います。しかし、ここで結論は出せませんので、最終的な文章としてこれを採択するかどうかは、拡大委員会まで待つて頂きたいと思います。

先ほど提案いたしました、ダムについてのA案、B案なのですが、これはいかがでしょうか。両論併記というのが1つの考え方なのです。肝心のダムワーキンググループの池淵部会長代理が今日は欠席ですが、具体的な2つのダムが、1つはできていますし、1つは建設途上ということをお前提にして、猪名川部会としてはどの案をとっておくかということをご議論頂けたらと思います。もちろん両論併記という形になってもやむを得ないと思います。私は、できれば一元化したらよいのではないかと考えています。

これに関連して、森下委員の意見が配付されていますので、ご紹介したいと思います。「両案ともダムの環境への影響を問題にされていますが、例えば一庫ダムによるメリットは」とあり、「治水・利水上、余野川ダムをつくることは問題がないと思いますし、土木的にも必要性もあるでしょうが、これまでの対応は新河川法の精神を活かしたものであるとは言い難いところがあります。余野川ダムは本川につくられるダムではなく、農業用のため池のように支川に水を集める構造です。そのため、国土交通省の建設する大型ダムへの取り組みとは異なった対応がされてきたように推察しています。何故なら、これまでのような里地の小さなダムは治水、利水上の視点より、地元優先で取り組まれてきた経緯があり、大きな意味での全体の生態系に対する評価が、学術的な立場から言えば欠けていると考えています。また、限りなく狭い大阪府域においては、北摂の地で十分に利用されていない土地の存在が市民の安心を大きく支えているのも事実で、そのような考えの人が多く住んでいる地域という認識も合わせて、計画立案した行政側と住民（直接恩恵に浴さない）との間にある自然環境に対する認識のずれを明らかにする必要があるでしょう」ということです。

それでB案については、「以下の問題があります」ということで、読んでしまいます。

「余野川ダムはダムを研究してきた立場からいけば非常に特殊なダムで、どちらかといえば、土地改良区等の農業用水の貯水池の性格のようなダムです。世間で話題にのぼる大型のダムではありませんし、また本来大きな流れに位置しておりませんから、土砂の堆積とかダム湖ができることによって富栄養化問題は起こらないでしょう。ダムには限りなく多くのタイプがあり、それをまとめて議論する共通の話題はないと考えます。その上で余

野川ダムを考えることが大切です。『安定的な放流操作により流水の攪乱機能を喪失する』や『多様な生態系をもつ河川の自然環境を破壊してきた面があることも見逃すことができない。』という文節での『喪失』や『破壊』という表現は4.6以外では出てきません。『ダム操作による流況の安定化』や『多様な生態系をもつ河川の自然環境を改変してきた面があることも見逃すことができない。』というように表現を変えるべきだと思います」ということです。

そして、「新規ダムについて」とあります。「『ダムの必要性、緊急性、有効性があり、』という表現があります。この中でダムの緊急性ということに疑問を感じます。日本のダムは計画段階から完成まで長い時間をかけています。ダムを緊急に必要としても残念ながらその建設には時間がかかることから必要性、有効性と同列に挙げることはできないでしょう。むしろ時間がかかるからダムの建設については今後の気候変動等不確定要素も考慮のうえ判断しなくてはいけないと思います」ということで、「以上から、ダムも選択肢の1つであるという【A案】を支持します」というのが森下委員からの意見です。

尾藤委員（委員会）

A案とB案とを読んでみて、どこが考え方として対立しているのか、私にはあまり明快でないのです。「これまでのダム」の評価が若干違うということはわかるのですが、これからダムをどうするかということについては、A案には「代替案比較をおこない、ダム以外に有効な方法がないと判断された場合に限り、認められるものとする」とあって、B案には「考える全ての実行可能な代替案について検討し、ダム以外に有効な方法がないと確認された場合にかぎり、認められるものとする」とあるのです。

これまでのダムについては、治水、利水についての評価はA案の方が高いのです。B案の方でも、最初の方に「これらが産業・経済の発展に貢献してきた」という、2行であります評価しているわけですね。

それで、これまでの、A案とB案が書かれた経緯を聞きたいのです。どうして分かれてしまったのか、知りたいと思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

今日は池淵部会長代理がおられないので非常に不本意なのですが、A案をつくったのは池淵部会長代理で、B案は私です。

A案というのは、先ほど本多委員が言われましたように、実はこの文案とは全く違うものだったのです。その時にB案として出した私の文章を修正することで、現在のA案になっていったという経緯があります。ですから、現在のA案の80%くらいは実は私が書いた文章です。

言いたいことは、ダムをイコールウエートで1つの選択肢として考えるのか。それとも、ダムをできるだけ避けて、本当にやむを得ないという場合に限るのか。ここがやはり違うのです。

私自身の意見としても、ダムの必要性は当然あると思いますし、私は脱ダムではありま

せん。しかし、これからどうしていくのかという場合に、これまでよりもダムに対してはかなり厳しい態度で臨んで、それで結論を出していった方が私はよいのではないかと考えて、B案をつくりました。もとのA案はこれとは全く違った文章でしたが、やはり科学的に考えても、どの案も最初から捨てるべきではない、イコールウエートで検討しようということで、これは至極もつともいえばもつともな案でした。

今、池淵部会長代理と私の間ですり合わせをしようとしています。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

どうもありがとうございました。インサイドストーリーをお話しして頂きましたが、そういう状況です。

尾藤委員（委員会）

よくわかりました。

1つの方向性を出すということであるならば、A案もB案もそれほど変わりがないと思います。ですから、余野川ダムが要るか要らないかというのは、その後の段階のことになるのではないかと思います。そういうことでいけば、B案でよいのではないかと考えているのです。しかし、その後の問題の方が大事だと思っています。

本多委員（猪名川部会）

森下委員からも具体的なダムの名称を挙げてご議論頂いていますが、幾つかやはり問題点はあると思います。

富栄養化が絶対起こらないのかということ、そうは言い切れないところもあると思います。それと、先ほどから私は申し上げましたが、新規ダムもしくは計画中、建設中のダムというのは、やはり今ある自然環境との問題というのがあります。森下委員のご意見の中には、そのことについては一切触れておられないわけです。そういう意味で、自然環境には影響はないと書かれておられますが、もちろん現存の自然環境がある以上、それに対する影響というものも見えておく必要があるだろうと思います。B案の最後にも地球環境の問題が触れられておりますし、新生物多様性国家戦略というような問題も出てきておりますから、そういう意味でも、現存の自然環境をどう保全していくかという観点がとても大切ではないかと思っています。

そういうことを考えますと、A案とB案のももとの鮮明的な違い、つまりダムを並列的に考えてひとつの選択肢にするのか、それともダムから一步引いた姿勢でできることをやっていこうと考えるのか、考え方の基本的な違いがありましたので、そういうことも含めて考えるとやはりB案しかないと思います。できればB案も、極力ダムをやめるというような方向を打ち出すくらいにしておくべきだと思いますが、A案、B案の中で言うならば、私はB案で進めていくべきだろうと思います。

松本委員（猪名川部会）

B案の方にも、確かに河川の環境のことについて触れているわけですが、ダムをつくることによって水没する陸地の自然環境があるわけです。それから、もう1点皆さま考えて頂きたいのは、ダムの建設の時に必要なコンクリートを固めるための土砂、土石類の採取をどこでどうするかなのです。遠くからコンクリートの材料を運んできますと大変なコストがかかりますので、近くの山を削り取るわけです。そういったことで、1個のダムをつくることによって与える影響というのは、河川環境のみならずその周辺の環境に非常に大きく及ぶという点、これをやはり見落とすことができないと思います。そういう点でいえば、最後の選択肢、本当にそこではダムしか方法がない場合にダムを考えるべきであって、まちづくりや地元の活性化といった観点でダムをつくるべきではないだろうと思います。

但し、私も、何が何でもダムは避けるべきだとは考えておりません。これは当初の頃から発言してまいりましたように、ダムをつくらなかわりに河道の掘削を全面的にやる、それまで比較的自然植生が保たれていた河川の河川敷なりを削ってしまう、そういったことの自然への悪影響ということを考えますと、ダムの方がトータルの環境破壊は小さく済む場合もあると、そういう視点では見ております。

田中委員（猪名川部会）

森下委員の意見で、「猪名川のような都市河川においてはダムの効果は大きいと考えています。」とあります。以前に、この余野川ダムをつくることによって、余野川ダムがため込む集水域の面積は全体から考えてどれくらいなのか、一番問題なのは、恐らく下流域に広がる市街地の洪水を防ぐことだと思うのですが、それに対してどれくらいの効果があるのかということについて、質問しました。ダムをつくらなかったら1倍まで、つくったら1.5倍まで耐えられるというレベルなのか、それとも、0.05倍といったようなレベルなのか。そこを河川管理者からお聞きしたいと思います。細かい計算は必要ありません。どれくらいの効果があるのか知りたいと思います。1割なのか、3割なのか、或いは0.1割くらいなのか。効果があると森下委員は言っておられるのですが、その根拠がわからないということです。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

まず、猪名川流域は383km²、それから、余野川ダムは直接流域が5km²、間接流域が22.8km²です。ですから、27.8km²ですから、割って頂ければ7%か8%くらいになるでしょうか。

ダムの効果については、今ここで説明するのは非常に難しいのです。洪水のタイプによっても違ってきますので、今ここでお答えするのは難しいと考えています。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

効果を回答できないのですね、今の段階では。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

ダムについては、河川整備計画への提言を頂いて、そこからのスタートということになります。今ここでご説明するのは、非常に誤解を与える場合もありますし、中途半端なご説明になってしまっても問題もあるかもしれません。差し控えさせて頂くということによるしいでしょうか。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

わかりました。では、取り敢えずそういうことにしておきましょう。

委員の皆さまには、よろしければA案かB案について、一言ずつでもお願いします。別に両案併記でもよいのですが、できればどちらかにまとめたいと思っています。

田中委員（猪名川部会）

利水、治水、そして河川環境というのを同列に考え、また、河川環境ということも考えますと、ダムというのは極力避けるべきだろうと思います。

河川環境を構成する大きな要素である、魚類、水生昆虫を初めとした日本の河川生物というのは流水に適応しているのです。決してダム湖のような止水に適応しているわけではないのです。ダムをつくりますと、そこで喜ぶのはブラックバスとブルーギルです。コイもちょっと喜ぶますが、いわゆる外来魚が繁栄する場を提供するにすぎないという気がします。

河川の生物が棲むためには、大きな淵とその淵に連なった瀬ができて、その間にいろいろな環境のグラディエントができて、そこに多様な生物が棲むわけです。その淵をつくっている力というのは、攪乱を起こす時の洪水の水量と、もう1つ重要なのは流水の位置エネルギーだと思うのです。ある水量がある程度の傾斜があるところを流れ下ることによって、深い淵が形成され、その下流部に瀬ができる。これによって、日本の川というのは多様な生息場所ができ上がっていったのです。しかし、ダムのような様々な河川横断の構造物をつくることによって、そのエネルギーを奪って、或いはエネルギーの解放点を一点に集中させてしまいました。これは、ダムをつくることによる、決定的に、どうしても回復できない河川環境へのダメージではないかと思えます。その位置エネルギーを利用することによって、水力発電をしたわけです。水力発電に利用するエネルギーが、実は河川生物の生息場所をつくっていた力なのだという認識を持って頂きたいと思えます。

そういう意味から言えば、日本の河川生物が棲んでいたのは流水であって、その流水の中に位置のエネルギーがこしらえた大きな生息場所があったわけで、それを守るというのなら、ダムはやはり根本的にはやめた方がよいと思えます。

この猪名川の流域でということですが、それは恐らく30年後の日本の経済構造がどういう仕組みになって、その経済構造のうちのこの流域がどういう役割を果たすのかということにかかってくると思えます。これまでの日本は、農業を切り捨て、河川漁業を切り捨て、沿岸漁業を切り捨て、いわゆる国土の生産力を切り切り捨てて、都市のハイテク、或いは重工業を支える方に国土を改変してきたわけです。この先30年後、50年後にどういう経済構造になるのかということを見据えて、川をもう1度再創造するのが持続的な日本の姿

なのか、或いは必要なところにダムをつくるのが持続的なのかということを考えないといけないという気がしています。

畑委員（猪名川部会）

我々の生活というのは、ダムなしには生活レベルを維持できないところまでその恩恵を受けてきたというのもまた事実です。

ただ、現状においては、ダムサイトとして適地は非常に少ないであろうと思います。発展途上国等におきましては、ダムをつくることによって洪水の防御並びに生産性の向上、しいては発展途上国で問題になっております様々な食糧問題等も解決できるようなサイトはまだまだ多くあると言われておりますが、残念ながら日本においてはなかなかそういうところは得られないだろうと思います。

そういう状況の中で、現在問題になっているような余野川の問題等は、田中委員がおっしゃったような形で実際にその効果を十分にお聞かせ頂いて判断せざるを得ないと思います。関係流域面積自体の比率は低くても、余野川本川の氾濫に、洪水防御に大きく役立つのであれば住民のためには考えないといけないことですし、事情のわからない中で我々が一概にそれはつくるなと言うわけにはいかないと思います。やはり住民の安全性というのを最優先すべきであると考えております。

また、水利面では、現状では新たな水利開発のためのダムというのはだんだん考えにくくなってきているのではないかとということで、私の方からも是非余野川の位置付けというのを、非常に難しいということですが、できるだけの説明をして頂きたいと思っております。

服部委員（猪名川部会）

部会長のお話は「A案かB案か二者択一を」というようなことであると感じて、私は答えさせて頂きます。

先ほどご説明頂きましたので、A案とB案が非常に近いものだというのがよくわかりました。「ダム以外に有効な方法がないと判断された場合に限り」というのがA案で、「ダム以外に有効な方法がないと確認された場合」がB案なのですが、「確認された」と、「判断された」というのは非常によく似ているわけです。恐らく、A案とB案の基本的な違いは、先ほども言うておられましたが、もう少し前段階の思想的なものが根本にあるのではないかと思います。それは「ダムのあり方についての抜本的な再検討が必要である」というところであり、またここをどうとらえるかということだと思います。A案にはその辺もどこかに入っているのですが、それよりは同時並行的にいろいろなものを考えるという部分が強いのかなという感じがします。

ですから、私の考え方としては、やはりB案の方がよいのではないかと思います。ダムを再検討するのが必要であるところから出発して、それでダムが必要ならばダムをやるという方が、A案よりはすぐれているのではないかなと感じました。

畑委員（猪名川部会）

その件について全然意見を述べてなかったのですが、私もこの両案の違いというのがもうひとつわからず保留をしていたのですが、先ほどの今本委員のご説明をお聞きしまして、B案がよいと考えるに至りました。

畚野委員（猪名川部会）

非常に大切な問題です。大切な問題を考える場合は十分な科学的なデータが必要です。そういうことから考えました場合に、余野川ダムに限りましても治水と利水の両方の目的があります。利水につきましては、今までこの部会でも水あまりの現象とかいろいろ指摘があってかなり判断ができる状態になっていると思いますが、治水に関しては本当に我々がわかるような説明にまでは至ってないように思います。

そういうことで、私は、一般論として新しい河川管理の方向性を示すという趣旨から言えば、この委員会においてはやはりB案をはっきり打ち出さないと意味がないと思います。一般論として、提案に書く場合はB案にして頂きたいと思います。

但し、余野川ダムにつきましては、地域的特性等、一般論とは違うものがいろいろあります。特に、治水の問題については、まだまとまった意見が出てないと思います。また、治水に関するデータにつきましても、例えば第14回猪名川部会で資料3-1「猪名川治水の基本的考え方」という資料を河川管理者から出されていて、ここでは何種類かのシミュレーションをやって頂いております。しかし、その後、第3回委員会ダムワーキンググループにおきまして、同じく河川管理者から資料3-2「猪名川治水計画における余野川ダムの位置付け」という資料が提出されておりますが、この両方を見ますと微妙に付与されている条件が違っております。これは一般論として河川管理者の方に注意して頂きたいのですが、我々がこれを見比べる場合、条件をいろいろ変えて書かれると比較できないわけです。比較できないデータを出して判断せよというのは、私は間違いだと思えます。私はこの両方の書き方は非常に比較できなくてわかりにくいと思います。

しかも、ダムワーキングという非公開の場に出された資料には、新しい河川の考え方に基づいてこういう計算をしたのだというようなことが述べられています。これは時期尚早の表現ではないかと思えます。これから河川整備計画の原案を出して頂いて委員会でちゃんと議論しないとイケません。こういう書き方では私は納得しかねるということを申し上げておきます。

そういうことで、余野川ダムにつきましては、2つの資料、10月1日の第14回猪名川部会で出された資料3-1と10月6日の第3回ダムワーキングで出された資料3-2、これらはどこが違うのかという点がまずあります。ダムワーキングの方の資料は我々に配付されておりますが、残念ながら今まで時間の関係で説明がなかったと思えます。できましたら、次の部会で両方がどう違うのかを比較できるようなものを提供して頂きたいと思えます。余野川ダムにおきまして、現時点では利水については判断できるが治水については判断するデータが出てないと、申し上げたいと思えます。

細川委員（猪名川部会）

治水・利水・環境という中で私も環境寄りの人間として参加させて頂いているのですが、できるだけ環境という気持ちを押さえながらいろいろな議論に参加してきたつもりです。例えば治水であれば、どれくらい洪水の被害に遭うかということを前提にすれば、そのダムをつくって採算がとれるのかということが判断できます。また、利水の場合であれば、そこでためる水が幾ら売れるのかということでその採算性というのは考えることができます。が、環境ということに関しては測りようがないのですよね。どれだけの野性生物がいるとか、どれだけの森林があるとか、どれだけの水質が保てるのか、そういうものはお金では測れません。今までお金で測れないものはゼロだと扱ってきたことは環境に関わる者として間違っていたのではないかと思いますし、環境への負荷というものはゼロではありませんし、その環境の価値というのは実は本当はお金でははかれないほど価値の高いものなのだということを前提にすれば、ダムは環境への負荷が高いということはどうしても外せないように思います。

また、治水・利水・環境という3つの柱が並んで河川法へ掲げられた以上は、環境というものは測れなくても重要視されないといけませんし、それを考えた時にダムというのは非常に負荷の高い、非常に問題のある設備なのだということを抜きにはできないと思います。

その点で、私は、余野川ダムとは別に、ダムをできるだけつくらないという姿勢で今後の河川管理に臨んで欲しいなと思いますので、やはりB案の方を支持します。

矢野委員（猪名川部会）

このA案、B案のどちらかを選択せよということですが、実は私もこの2つの文章を送って頂きまして読みましたが、どこがどう違うのかというのがわからなかったのです。先ほどもご指摘があったように、「ダム以外に有効な方法がないと判断された場合に限り」というところが一番違うという感じがいたしました。

むしろ、私はいつも利水側の人間として言っているのですが、例えば地球温暖化の問題等の不確定要素が非常に多くあるのだというのをB案の「(4)その他」に書いて頂いておりますが、そこら辺が大きな問題になるのではないかと感じがするのです。ですから、そういう意味ではB案だと思います。

あと、「(3)既設ダム」に書いて頂いておりますが、実は私どもは今3つの貯水池を自己水源、いわゆる水道用の自己水源として持っております。まさにここに書いてあることが今非常に苦労しているところで、ダム管理をどうするかということがあります。先ほどもいろいろお話がありましたが、ダムをつくりまして、そのダムをどのように管理するか。水質の問題は、結局どのようにダムを管理するかによって、いろいろな問題があります。ですから、ダム管理をどうするかというのは大きな問題ですので、そこまで考えてやらないと問題があるのではないかと感じております。この文章ではそれを全部書いて頂いておりますので、そういう意味ではB案かなという感じがいたしております。

尾藤委員（委員会）

私も先ほど言ったようにB案です。原則的な方向を出さなければ意味がないと先ほど畚野委員がおっしゃっていましたが、私もそうです。ですから、余野川ダムのごことは、その次の段階で出てくる問題なので、提言はB案でよいと思っています。

松本委員（猪名川部会）

私もB案ということをご前提に先ほど申し上げました。B案の「(2)新規ダムについて」の中の「自然環境への影響が真にやむを得ない程度であるとの社会的合意があり」というところに含まれているのかなと思ったのですが、必ずしも河川環境のみではなくて、その工事に伴う周辺環境への影響という部分をもう少し明確に書いて頂けたらという思いがあるので先ほど発言させて頂きました。

それと、余野川ダムについては、いずれどこかで発言の場があると思ってひかえてきましたが、今後そういう機会がないかも知れないので申し上げたいと思います。

私自身は、猪名川流域では一番大きな問題と思ひ、公平な立場で考えてきたつもりなのですが、治水に関するいろいろなデータ、影響というのをかなり早い段階で幾つか出して頂いていたと思ひます。それから利水については、後半に出てきたいろいろな資料等を踏まえますと、余野川ダムは治水面からも必ずしも効果があるとも考えられませんが、利水面からも当然必要ないと思ひます。つまり、今現状では殆ど要らないと言えます。むしろ抑制する方向で十分対応できる、水あまり現象だという結論に私自身はもう至っています。

それ以外に、この工事に伴う多大な影響やこれからかかる費用その他を考えると、かなり工事が進んでいるというのは見せて頂いてわかっているのですが、やはり考え直すべきではないかという結論に至っています。

ただ、余野川ダムについては、一般的なダムが河川の連続性を遮断するという点では少し違うダムなのですね。当初これについては大きな遊水池をつくるようなものととらえられるのではないかと考えておりました。しかしながら、ではその水は渇水時にどれくらい放流できるのか。また、やはり水を貯めますから、それが富栄養化と言うのが適当かどうかわかりませんが、必ずプランクトン等の発生があるかと思ひます。そういった水を余野川に戻すということがどういうことなのか。総合治水対策ということで小さなため池をたくさんつくって欲しいというようなことを当初から言ってきたと思ひますが、それは非常にコストがかかるということでした。余野川ダムは大きなため池ではないかと、森下委員もそういうことをちょっと書かれているのですが、これは全然意味が違ふということをごいろいろな方から指摘を受けまして納得いたしました。つまり、ダムには水辺というのがないので。いろいろな水辺環境には浅瀬が必要なのですね。そういった面でも、環境にプラスになるとは思えないのです。そして、巨大な構造物をつくらうと思ひますと、それだけの安全対策等も要ります。長いスパンで考えた時には、事故の問題とかいったことも考えていかないといけないと考えると、今の段階でもこれは考え直すべきだと思ひます。

それを視野に入れた上で、先ほど申し上げましたように、ダム建設が影響を及ぼす自然環境という中には河道だけではなくてその周辺部分もあるということをご、何らかの形でB

案で書いて頂けたらということをお願いしたいと思います。

本多委員（猪名川部会）

私も先に結論を申しますと、B案です。先ほど理由も述べましたので、ここではもう言わないことにします。

ただ、先ほど今本委員の方から池淵部会長代理と調整をしてというお話がありましたが、このように猪名川部会では殆どの皆さまがB案を支持されたということを前提にご判断を頂きたいと思います。

それから、余野川ダムについては今後また議論されるということですが、私は幾つか言いたいことがあります。というのは、随分前に「この結論が出るまでしばらく工事はやめておきます」というような発言が前任の水野河川調査官がされていたと思いますが、その後、今年度いろいろ工事されている部分があるようにも思います。水野河川調査官の時の発言では、議事録にも載っていると思いますが、「継続している分はやるが新しくはやらない」ということを言っておられました。それと「委員会がやるなと言ったことはやらないし、やれと言ったことはやります」というように提言の受け止め方を明確に述べられていました。しかし、最近の国土交通省のお話を聞いていますと「できるだけ尊重して」というような言葉になりちょっと後退したように受け止められるような発言があったように思います。提言を受けられたらしっかりその方向を理解してやって頂きたいと思います。

また、両論併記では提案を受けた側も困るだろうと思いますので、私ははっきり1つにまとめるべきだと思います。それも委員の多くの意見を参考にしてまとめて頂くということを是非お願いしたいと思います。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

どうもありがとうございました。

圧倒的多数がB案ですので、私がA案を支持しても通じないという感じになりました。

昨日、畠山重篤氏の話聞いてきました。この方は『森は海の恋人』という本を書いた人で、汽水域である気仙沼湾でカキの養殖をなさっている方で、「私は漁師です」とおっしゃっていました。上流の村、つまり宮城県を越えた岩手県の村に植林して、その植林をしたことによってプランクトンが増えて豊作になっているというお話でした。これは汽水域、要するに淡水と海水がまざり合うところの話で、そこにもダム計画があって、そのための道路までができてしまったのだそうですが、結局、ダム工事は流れてしまったということです。岩手県知事と宮城県知事が握手をして、それはやめておこうということになって、道路だけはちゃんと使えるようになりました、めでたし、めでたしの話だったのですが、その話を聞いていて本当にうらやましいと思いました。何故なら、猪名川流域では、人がたくさん住んでいてそれができないのです。これだけびっしりと人が住んでいる中でそんなことは夢のような話です。しかしそういう場所も日本にはあるわけですから、そういうところではダムがない方がよいということは間違いないわけですから、そういう意味ではB案でいってよいのではないかと思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

A案、B案を対立させて出しているわけではなくて、いろいろな考え方があって、是非この機会に1人1人に考えてもらいたいという意味です。結論的には非常に似ているわけです。あとは文章の違いです。先ほど調整をとるなと言われましたが、もう一度読み直してみたら直した方がよいところもあると思いますので、今度は必ずこの文から変えたところはわかるようにしますから、さらにそれに対しての意見もお寄せ下さい。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

どうもありがとうございました。

ここで一般の皆さまからご意見を頂きたいと思います。

傍聴者（増田）

箕面から来ました。今回で何度目かの発言をさせて頂くのですが、市会議員の増田京子と申します。今日のお話を聞いていまして、これから本格的にまとめに入っていくということで、是非ここできちりと言っておかなければということが今の議論の中でもありましたので発言させて頂きます。

特に余野川ダムの件なのですが、ここでは今後の話ということになりましたが、私は、今回の流域委員会の提言が2、30年後をめぐるといふのであれば、今計画中、或いは工事中のダムをどうするかということが一番重要ではないかと思うのです。4-17頁にあります「(2)新規ダムについて」というのは、これから計画を考えていこうかと言うのですから、もっと先の話ではないのですか。これでご苦労されたというのはわかりますし、B案になったということは1つの方向性を示されたことだとは思いますが、今ここで一番検討しなければいけないのは工事中、計画中のダムであって、私はそれをまだ濁していると思うのですよ。委員の方たちには失礼かもしれませんが、それは逃げていると思われるも仕方がないのではないかとこのことをあえて今日は発言させて頂きます。

それは何故かと言いますと、今、田中委員が質問されました余野川ダムの集水域の件ですが、これは私も猪名川総合事務所に行きまして同じ質問をさせて頂きました。余野川ダムをつくることによってどれだけ下流域が助かるのですか、今までの大きな災害にきちんとシミュレーションしたらそれは当然出てくるはずでしょう、それをもって治水と考えられているのでしょうかという発言をしたのですが、今もきちりとした答えが出せないということは、国土交通省の管轄でしょう。治水というのをどのようにして考えられているのかという疑問をすごく感じました。

そういう点におきまして、本来治水という名目でもこの余野川ダムは私は要らないとあえて申し述べさせて頂きたいと思います。

それから、森下委員からの意見につきましても、これは事実誤認があるのではないかとこの点がありますので述べさせて頂きたいと思います。

「【B案】について、以下の問題があります。(1)基本的な考え方」とあって、「非常に特

殊なダムで、どちらかといえば土地改良区等の農業用水の貯水池の性格のようなダム」と述べられていますが、これでしたら初めからそういう議論をしなければならないのです。これは治水、利水、また湧水という考えで議論されてきたのですから、こういう考え方は全く違う議論になってくると思います。

それから、その上で「地元優先で取り組まれてきた経緯があり」ということを書いていらっしゃるのですが、余野川ダムに関しましては、箕面やその周辺では、誘致というか、それが必要だという話は当初はありません。これはもうよくわかりだと思っておりますが、余野川ダムをつくるということに対しては一番周辺の集落であります止々呂美の方たちも反対されていたということは私も聞いております。そして、水を使うという利水の件に関しまして、最初から、例えば止々呂美開発があったとしても府営水を使いたかったということです。これは議会でも議事録に残っております。ですから、余野川ダムの利水を使うということは全く希望しておりませんでした。後で阪神水道が入ってきたのかどうかわかりませんが、これは割り当てられた、つくられた利水だと私たちは判断しております。それが今回結果的に箕面市が府営水に移行していくという結果だと思っております。

今回、きちんと出して頂きましてありがとうございます。今回の参考資料1ですが、最後の方に「淀川水系猪名川上流の余野川ダム中止要請文」というのを出させて頂いております。この間、10月20日に、改めて本当に余野川ダムが必要かという集会を持ちました。そして、環境・利水・治水、全ての面において余野川ダムは必要がないという結論をもってアピール文を出させて頂きました。それに伴う資料もつけさせて頂いておりますので、是非その点をきっちり考慮して頂きたいと思っております。そして、今言いましたように、具体的に今一番必要なのは計画・工事中のダムをどうするかということであることを申し添えさせて頂きたいと思っております。よろしく申し上げます。

傍聴者（前川）

私は兵庫県から参りました前川と申します。

兵庫県の場合、武庫川ダムに関して武庫川委員会というのをつくろうとしております。それで、事あるごとに県の職員の方がこの淀川水系流域委員会をモデルケースにする、もって範となすとおっしゃいますので、これはやはり勉強に来なくてはなと思って今日初めて傍聴に寄させて頂きました。そういった意味で、今回の提言、最終的にまとめられるのは非常に重要な意義を持っておりまして、大阪府のみならず兵庫県にも今後影響を及ぼしますので、皆さま方にはしっかりがんばって頂きたいと思っております。

それで、今日の議論を拝聴しておりまして非常に紳士的に行われておりますので、ああ、こういうものかと思ったのですけれど、この中で3点ほど疑問といいますが、意見を申し上げたいと思っております。

まず、資料2-1-2の2-2頁なのですが、上の方の猪名川流域のところですね。「狭窄部の上流の多田地区では、浸水頻度が高い」とはっきり言っているのですが、例えば「下流部に堤防未整備の危険区間がある」というのがどこなのかわかりません。それと「堤防高が低くなったままの区間が存在する」というところもどこなのかわかりませ

ん。地域住民にとりましては、河川に関心のある人とか実害に遭っている人はそれなりにわかっているのですが、一般の人にはこういうことを漠然と言ってもあまりぴんと来ないのですね。ですから、具体的に書いて頂く方がよいのではないかなと思いました。

その次は4-7頁です。環境用水という初めて聞く言葉なのですが、用水という言葉は、これは素人考えですけど、あくまで人工的な措置が加わった水という感触を持ちますので、この用水という言葉については別の言い方をして頂きたいと思います。

それから、その後段の「環境用水には2種のものがある」というところで「洪水がもたらす生態系への攪乱も必要である」と述べておられますが、最後のところでは「後者については、ダムや堰等の利水機能を低下させる恐れがあるため」云々とありまして、この2文がどう結びつくのかが私にはわかりかねました。

次に、今問題の4-16頁の「ダムのあり方」、A案、B案の件なのですが、私の場合はB案で、「(4)その他」のところに加えて頂きたいなと思いましたのは、例えば余野川ダムにしる武庫川ダムにしる、「現況工事中である」という表現がしばしば行政側から出るのはですね。新河川法になってもみなし規定があり、或いは水特法とか基本協定書等の先行する法律でがんじがらめになっているためになかなかフィードバックがきかないということを私たちは非常に残念に思います。

ですから、河川環境を大事にするというのであれば、新河川法プラスシステムづくり、それから法の整備ですね。例えば、河川審議会とか公共事業評価委員会と流域委員会との兼ね合いといいますか、そこら辺のことを明記して、きちんと決めて頂きたいと思います。

あとは、住民合意の方法ですね。これが世に言う「参画と共同」ということで今もてはやされておりますが、この流域委員会の場合は公募もされたようですが、武庫川委員会の場合は今のところ公募しないと言っているのですよね。そうすると、議会とか自治体のトップたちは既得権益によってバックアップされている人たちですので、ともすると一般の住民との間でねじれ現象が起きてきます。そういう時に本当に地域住民を救うために住民合意の方法を具体的にきちんとつくって欲しいなと思います。

最後には、情報の共有ですよ。 「(4)その他」の終わりの方に「河川管理者には」云々、また国民にもみずから判断する能力とか選択と言われていますが、やはり正しい情報を知らなければ、伝わってなければそれを判断することができませんので、情報の共有というふうなこともきちんと書いて頂けたらなと思います。

以上です。ありがとうございました。

傍聴者(岡)

大阪自然環境保全協会の岡と申します。

先ほどのダムの関係なのですが、A案、B案、いろいろと議論され、この部会ではB案ということでほぼ方向性が固まったのですが、かなりそれは個別具体の余野川ダムに関する意見といいますか、個別的な意見も含まれていると思うのです。その中で委員が言われましたが、この流域委員会の中ですべきでない、また、前任の調査官の時から、計画には乗せないということについては明言しておられました。それはもう計画には乗せないの

だ、やらないのだということを明言しておられます。

それから、これは異動された後、今年の初夏くらいだったと思うのですが、近畿地方整備局の幹部の方が毎日新聞のインタビューの中で、この流域委員会で河川整備計画に乗せないというものについてはやらないとはっきり明言しておられますので、今後余野川ダムの議論が個別具体的になった時に、委員会、或いはこの部会でもう一度その姿勢を確認して頂きたいということを強く要望しておきます。ありがとうございました。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

他にご意見がなさそうです。では、庶務からの報告をお願いします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

本日、時間の関係でご説明と議論ができなかった資料2-3「住民懇談会意見の聴取・反映に関する提言」についても現在ご意見を募集中です。また、最終提言の素案の資料2-1-2についても11月10日を締め切りとして委員の皆さまのご意見を募集しております。書面の形で結構ありますので、奮ってご意見をお寄せ頂ければと考えております。その時、できましたら手書きよりもメールで頂けますと資料整理の関係上非常にありがたいので、よろしく願いいたしたいと思っております。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

次回は予定どおり拡大委員会です。

庶務（三菱総合研究所 新田）

11月13日に拡大委員会ということですので、委員の方々、出席をよろしく願いいたしたいと思っております。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

その後に関してはまだ非常に流動的で、日程表には12月20日が予定日になっていますが、未確定です。部会の開催については、今後の拡大委員会や委員会によって、決めたいと思っております。今日は長時間にわたってありがとうございました。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、これをもちまして猪名川部会を終了させて頂きたいと思っております。どうもありがとうございました。

以上